

## 議 第 1 3 号 議 案

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を制定したいので、別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13条第1項の規定により、提出します。

平成27年6月18日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者	富士見市議会議員	伊勢田 幸 正
賛成者	同	加 藤 久美子
	同	金 子 勝
	同	八 子 朋 弘
	同	勝 山 祥
	同	今 成 優 太

### 提 案 理 由

富士見市議会議員の議員報酬について一時差止め等の規定を設けるため、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出します。

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、選挙された」を「選挙された」に、「ついた」を「就いた」に改め、同条第2項中「、その日」を「その日」に改め、同条第3項中「、日割りによって計算する」を「日割計算によって算出した額とする」に改める。

第6条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（期末手当の一時差止め等）

第8条 基準日以前6箇月以内の期間において、第5条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めることとされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じ、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を一時差し止める。

2 基準日以前6箇月以内の期間において、第5条第2項及び第6条第1項の規定により議員報酬を支給しないこととした期間があるときは、当該基準日に係る期末手当のうち、当該期間（当該基準日以前6箇月以内の期間に係る部分に限る。）の日数に応じ、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額を支給しない。

3 第5条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第5条第1項中「同様とする」を「、同様とする」に改め、同条第3項中「（以下「一般職の職員」という。）」を削り、同条を第7条とする。

第4条第1項中「市長が」を「、市長が」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（逮捕等による議員報酬の一時差止め等）

第5条 議長、副議長又は議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けた場合には、当該処分を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、既に支給したものについては、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間に係る議員報酬を支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、これを返納させるものとする。

(1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行として収監された場合 収監された期間

3 第1項の規定により支給を差し止められている議員報酬について、当該刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合、起訴されることなく逮捕の日から1年を経過した場合又は無罪判決が確定した場合には、一時差止めを解除し、差し止めた時点に遡って議員報酬を支給する。議員の資格を失っているときも、同様とする。

4 第1項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額及び第2項の規定により支給しない議員報酬の額（同項後段の規定により返納させることとする議員報酬の額を含む。）は、各月における第1項又は第2項に規定する期間の日数に応じ、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

（長期欠席による議員報酬の不支給等）

第6条 議長、副議長又は議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会（以下これらを「定例会等」という。）を逮捕等及び収監以外の理由により全て欠席した場合は、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬を支給しない。

2 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた者が定例会等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬を支給する。

3 第1項の規定による欠席が公務上の災害、病気、けが、出産その他やむを得ない事情によるものとして議長が認めたものであるときは、同項の規定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。